

## ◎淀川右岸水防事務組合公文書公開条例施行規則

制 定 平14. 3. 29 規則1

最近改定 平28. 3. 31 規則6

(趣 旨)

**第1条** 淀川右岸水防事務組合（以下「組合」という。）公文書公開条例の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(請求の方法)

**第2条** 条例第8条による公文書の公開を請求しようとする者は、第1号様式による公文書公開請求書を組合に提出しなければならない。

(決定通知書等)

**第3条** 条例第9条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 文書の公開の決定 第2号様式による公文書公開決定通知書
- (2) 条例第7条に基づく公文書の部分公開の決定 第3号様式による公文書部分公開決定通知書
- (3) 公文書の公開をしないことの決定 第4号様式による公文書非公開決定通知書

2 条例第9条第4項の規定による通知は、第5号様式による決定期間延長通知書により行う。

(公文書の公開)

**第4条** 条例第10条第1項に規定する公文書の公開は、組合が指定する日時及び場所において行う。

2 前項の場合において、公文書を閲覧する者は、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 組合は、前項の規定に違反する者に対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することがある。

4 公文書の公開を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、請求に係る公文書1件につき1部とする。

(費用の納付時期)

**第5条** 条例第11条第2項に規定する費用は、前納しなければならない。

(平23規則1追加)

(施行の細則)

**第6条** この規則の施行について必要な事項は、管理者が定める。

(平23規則1一部改正)

### 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平23. 3. 23 規則1)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平28. 3. 31 規則6)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



## 公文書公開決定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

実施機関名

平成 年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、  
次のとおり公開することを決定したので、淀川右岸水防事務組合公文書公  
開条例第9条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	
公文書の公開の日 時	平成 年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後
公文書の公開の場 所	

(注) 公文書の公開を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

## 公文書部分公開決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

実施機関名

平成 年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することを決定したので、淀川右岸水防事務組合公文書公開条例第9条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	
公文書の公開の日時	平成 年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後
公文書の公開の場所	
一部を公開しない理由	淀川右岸水防事務組合公文書公開条例第6条第 号に該当(説明)
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この通知のあった日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。

(注) 公文書の公開を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

## 公文書非公開決定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

実施機関名

平成 年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開しないことを決定したので、淀川右岸水防事務組合公文書公開条例第9条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	
公開しない理由	淀川右岸水防事務組合公文書公開条例第6条第 号に 該当（説明）
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知のあった日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。

## 決定期間延長通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

実施機関名

平成 年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、淀川右岸水防事務組合公文書公開条例第9条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

公文書の件名	
条例第9条 第1項の規定 による決定期間	
延長後の 決定期間	
延長の理由	
備考	